

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

一

告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の

決定

(子育て支援課)

二

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表

三

規 則

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年宮城県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

(条例附則第二項に規定する処分による交付金の交付)

4 知事は、条例附則第二項の規定により介護保険財政安定化基金を処分したときは、法附則第十条

第二項の規定により処分した額の三分の一に相当する額(以下「相当額」という。)を市町村に交付するものとし、各市町村に交付する額は、当該相当額に市町村から徴収した拠出金の総額に占める当該市町村から徴収した拠出金の総額の割合を乗じて得た額とする。

5 知事は、前項の規定により交付する交付金(以下「交付金」という。)の額を決定したときは、各市町村に通知するものとする。

6 第五条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項(第一号を除く。)及び第十五条の規定は、前項の規定によりその額を決定した交付金の交付について準用する。この場合において、第五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五項」と、「交付の決定」とあるのは「交付金の額の決定の通知」と、「交付金」とあるのは「附則第五項に規定する交付金(以下「交付金」という。)(と、「介護保険財政安定化基金事業交付金請求書(様式第五号)」とあるのは「知事が別に定める書類」と、第十四条第二項第二号中「介護保険財政の不足額を補填する目的」とあるのは「保険料率(法第百二十九条第二項に規定する保険料率をいう。)(平成二十四年度から平成二十六年度までの間のものに限る。)の増加を抑制する目的」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百三十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	恋愛白書バステル 2012 7月号	(株)宙出版
二	雑 誌	恋愛愛情ラブパッション 7月号	(株)一水社
三	雑 誌	Sweetブチ 2012 7月号	(株)笠倉出版社
四	雑 誌	無敵恋愛エス ガール 2012 7月号	(株)ぶんか社

五	雑誌	エキサイティングマックス！ 号 02091・7 サムライイーエルオー 14171・07 裏モノJAPAN 7月号 01805・7 漫画実話マッドマックスDELUX 53452・94 禁断の ^秘 お仕事 大不況社会を喰らうアウト ロー大全 53452・90 BUBUKAダイヤモンド アイドル流出写真 禁断の500連発 63456・90 小児検定 62911・68 miniシユガー 7月号 18425・07 miniパラ 6月号 08493・6 BLACKBOX 2012 7月号 17843・7 黄金のGT 7月号 12259・07 エキサイター vol.73 6月号 11957・06 まんがグリム童話テラックス VOL.67 02850・6 実話ナツクルズ 7月号 04877・7 衝撃事件 封印された真相 第五章 53452・93 実録裏ワザファイル くスペシャルプライス版 51117・24 実録裏稼業大辞典 51115・59	2012 7月	株式会社 インフォレストパブリ ツシング ^株 鉄人社 コアマガジン コアマガジン コアマガジン 株ジューオーク 株秋水社 株竹書房 マイウェイ出版 ^株 株晋遊舎 株インターナシヨナ ル・ラグジュアリー メディア 株ぶんか社 ミリオン出版 ^株 コアマガジン ミリオン出版 ^株 ミリオン出版 ^株
六	雑誌			
七	雑誌			
八	雑誌			
九	雑誌			
十	雑誌			
十一	書籍			
十二	雑誌			
十三	雑誌			
十四	雑誌			
十五	雑誌			
十六	雑誌			
十七	雑誌			
十八	雑誌			
十九	雑誌			
二十	雑誌			
二十一	雑誌			

公 告

二 指定理由

図書類の内容が、一から十九までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二十及び二十一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東日本大震災中央子ども支援センター運営業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県保健福祉部子育て支援課 宮城県

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年四月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 東京都港

区南麻布五丁目六番八号

五 契約金額 七千二百九万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 牡鹿郡女川町針浜字浜中三百七十四番、三百八十番、三百八十六番及び三百八十八番並びに三百九番、三百六十九番、三百七十三番、三百八十一番、三百八十三番、三百八十四番、三百八十五番、三百八十九番、三百九十番、四百七番及び四百九番の各一部並びに三百八十六番地先水路の一部

一 關係許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

（様式二区）

社 麗都女川町石浜字高森百五十五番地一

株式会社マシボインペーパー

留 留 帳 帳

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年6月12日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威	進
宮城県監査委員	菅	間			
宮城県監査委員	遊	佐	勤	左	衛
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子	

記

1 監査委員の報告日

平成24年3月26日

2 通知のあった日

平成24年5月15日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台南興税務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・ H22年度収入未済額

現年度分 430,100,529円

過年度分 485,022,945円

合 計 915,123,474円

・ H21年度収入未済額

現年度分 222,021,225円

過年度分 493,291,129円
合 計 715,312,354円

ロ 措置の内容

平成22年度の収入未済額のうち、軽油引取税の198,252千円は、震災に伴う徴収猶予の延長によるものであり、平成23年7月に納税された。

平成23年度においては、東日本大震災への対応のため、県税滞納額縮減対策3か年計画が凍結され、震災復旧・復興のため市町村への人的支援（震災証明証発行業務等）を優先した。

収入未済額の約54%を占める個人県民税については、地方税法第48条の規定により、岩沼市で滞納となっている住民税21件（5,300,000円）を引受けし直接徴収を行い、12件（3,457,300円）を整理した。また、共同催告441件を実施した。

なお、個人住民税の特別徴収制度については、9月に税務署から送付する年末調整関係書類に特別徴収推進チラシを同封しその普及拡大を呼びかけた。（2,900枚）

平成24年度においては、震災被災者への配慮をしつつ、個人県民税については、徴収対策における市町との連携・協力体制の強化を図り、その他の税目については、早期の滞納整理と滞納処分の実施により、差押件数（600件）、捜索件数（10件）を目標として滞納額縮減に努めていく。

(2) 仙台中央県税務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,286,828,322円

過年度分 2,647,866,311円

合 計 3,934,694,633円

・ H21年度収入未済額

現年度分 1,443,138,710円

過年度分 2,267,194,210円

合 計 3,710,332,920円

ロ 措置の内容

「平成23年度県税事務運営」に基づき、「県税事務運営方針」を策定し、徴収確保を図った。

また「平成23年度県税滞納整理方針」により目標・事業計画を定め、及び「東日本大震災により被災した滞納者に対する滞納整理について」により震災被災者に配慮しつつ、滞納整理を行った。

主な取組としては、個人県民税は収入未済額の86%を占め、賦課徴収を行っている仙台市に対して、啓発チラシを配布したほか「特別徴収一斉指定WG」の構成員として参加を求めた。また、個人県民税を除く税目については、機動特別滞納整理班による高額・長期滞納案件の処理促進をはじめ、滞納件数の70%を占める自動車税について、滞納繰越分の処理促進を図ることとし、被災者対策としては徴収緩和制度を積極的に活用することとした。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分	338,643,407円
過年度分	603,974,336円
合 計	942,617,743円

・H21年度収入未済額

現年度分	216,319,421円
過年度分	706,359,440円
合 計	922,678,861円

ロ 措置の内容

被災状況に配慮した、徴収猶子等の納税緩和制度を適用しながら、徴収確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と連携した特別徴収推進により、大郷町が先行して一斉指定を実施した。また、個人住民税徴収対策会議、共同催告を行うとともに、地方税法第48条による直接徴収、巡回指導及び県税還付金差押などの支援に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、自動車税の収入未済額縮減を重点課題とし、滞納整理の早期着手、徹底した財産調査及び差押えを行った。(差押目標件数400件、実績413件、前年度実績1,813件)また、捜索で差し押えた動産・自動車をインターネット公売により換価したほか、長期滞納事案については、財産調査等を進め、不良債権の整理により収入未済額の縮減に努めた。

(4) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分	227,487,874円
過年度分	404,013,335円
合 計	631,501,209円

・H21年度収入未済額

現年度分	235,752,228円
過年度分	395,315,813円
合 計	631,068,041円

ロ 措置の内容

平成23年4月25日付け税務課長通知「東日本大震災により被災した滞納者に対する滞納整理について」、及び平成23年度業務実施計画基本方針に基づき収入未済額の縮減と適正な事務処理に努めた。

甚大な被害があった滞納者の被災状況の調査により、調定件数498件、税額23,987千円の徴収猶子を実施した。

また、滞納処分をしなければ徴収確保が難しい事案に対しては、不動産及び預貯金の差押えを実施した。

(5) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

歳入歳出外現金に受け入れた差押給与現金について、払出手続が遅延したため、税収入への歳入組入れが年度経過となったもの。

・件数	2件
・金額	66,100円
・歳入支出外現金受入日	平成22年6月30日

・収入への歳入組入日 平成23年12月20日

□ 措置の内容
給与差押台帳に会計処理の各項目ごとの完了チェック欄を付して進捗が一目で判別できるようにし、毎月の供覧・決裁に付す。
また、財務会計システムの「歳入歳出外現金受払状況照会」による確認を、担当班長及び納税担当総括次長が毎月2回（1日・15日）行う。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額	
現年度分	343,880,217円
過年度分	577,810,401円
合 計	921,690,618円

・H21年度収入未済額

現年度分	302,886,354円
過年度分	566,399,962円
合 計	869,286,316円

□ 措置の内容
当管内では、東日本大震災の影響を大きく受けたことにより、滞納者の被災及び被害状況の調査把握に重点を置き、以下の対策を講じた。

1 滞納処分の短期集中化

滞納処分を2～3月の2か月間に自動車税を中心に比較的被害の少なかった内陸部の滞納者に対し、集中的に差押えを実施した。この結果、差押え目標120件に対し、目標を上回る124件の差押えとなり収入確保に努めた。(前年同月比約2倍)

一方、甚大な被害を受けた納税者には調査の上、処分停止等を行った。

2 個人県民税の徴収対策

納税者の被災状況等を把握する必要性から、管内各市町と連絡を密にした上で情報の共有化を主として行った。

また、普通徴収から特別徴収への移行促進を図るため東松島市において、個人住民税特別

徴収推進チラシを年末調整説明会で1,200部配布し、啓発に努めた。

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額	
現年度分	54,989,505円
過年度分	126,812,460円
合 計	181,801,965円

・H21年度収入未済額

現年度分	63,382,861円
過年度分	129,185,587円
合 計	192,568,448円

□ 措置の内容
徴収確保のため登米市との共同催告を実施した。また、住民税の特別徴収制度の普及については企業17社に依頼文書を送付した。
滞納処分を強化し、預貯金等を中心に差押えを行った。
債権管理を実施し財産調査・給与照会・生命保険調査・預貯金調査を行い、滞納処分に活用するとともに資力のない滞納者への処分停止を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額	
現年度分	193,666,780円
過年度分	200,718,685円
合 計	394,385,465円

・H21年度収入未済額

現年度分	107,571,916円
------	--------------

過年度分 184,463,193円
 合計 292,035,109円

口 措置の内容

平成22年度の収入未済額が増えた要因としては、東日本大震災により、管内市町は甚大な被害を受けたため、徴収不納や払込遅延を余儀なくされ、結果として、当該年度における個人県民税の収入未済額が増加したことによるものである。

平成23年度については、沿岸部を中心に津波の被害が甚大であることから、被害状況の把握に努め、被害を受けた納税者については、減免及び徴収猶予等の納税緩和措置を行った。また、過年度にかかる滞納者については、住民税課税状況調査や財産調査を行い、資力のある滞納者及び現年度にかかる滞納者に対しては、催告書及び差押予告書を送付し、滞納額の縮減に努めた結果、平成24年5月末の収入未済見込額は286,061千円となり、平成22年度比で 108,324千円、平成21年度比で 5,974千円といずれも縮減となる見込みである。

(9) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、未熟児養育費負担金及び過年度過誤私等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H22年度収入未済額
 現年度分 1,228,822円
 過年度分 17,761,393円
 合計 18,990,215円

・ H21年度収入未済額

現年度分 11,154,725円
 過年度分 7,517,438円

合計 18,672,163円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分 6,638,827円

過年度分 34,669,813円

合計 41,308,640円

・ H21年度収入未済額

現年度分 5,973,577円

過年度分 29,420,576円

合計 35,394,153円

○未熟児養育費負担金

・ H22年度収入未済額

現年度分 104,700円

過年度分 210,551円

合計 315,251円

・ H21年度収入未済額

現年度分 312,477円

過年度分 284,704円

合計 597,181円

○過年度過払金等返還金

・ H22年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 225,000円

合計 225,000円

・ H21年度収入未済額

現年度分 225,000円

過年度分 0円

合計 225,000円

口 措置の内容

○生活保護扶助費返還金

毎月の定例班会議で、未済額の縮減について各班員に周知し、地区担当ケースワーカーが定期的にしている家庭訪問時や電話連絡の際等に納入指導を繰り返し行った。

また、新たな返還金が生じないよう被保護者の生活状況の把握に努め、適切な扶助費の算定に努めた。返還金が生じた場合には、時機を逸しないように早めの納入指導を行った。

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

滞納者に対しては、①電話や訪問等による督促をするとともに、生活基盤の確立を指導しながら償還指導を行った。②連帯保証人へ滞納状況を連絡し、借受人への納入履行の協力や

<p>連帯保証人への償還請求も行った。③一部納付が可能なことを説明し、徴収に努めた。④償還指導が困難な滞納者のケース検討会を行い、担当職員のアキルの向上を図った。償還開始世帯への対応については、償還開始時期の到来前に借受人と連絡を取り合い、償還義務を説明した。</p> <p>新規相談者については、①貸付内容及び返済計画の精査に努めた。②連帯借受人及び連帯保証人との原則面接を実施した。</p> <p>○未熟児養育費負担金</p> <p>滞納者に対しては、①継続的に電話や訪問等による督促を行い、納入を図った。②一部納付が可能なことを説明し、徴収に努めた。</p> <p>新規申請者に対しては、①未熟児養育費の納入義務の理解を図った。②未熟児養育費は乳幼児医療費助成に該当することを説明し、負担の軽減を周知し納入促進を図った。時効が成立した未納については、不納欠損処理を行った。</p> <p>○過年度過払金等返還金</p> <p>この返還金は母子寡婦福祉資金の修学資金1件に係る返還金である。</p> <p>滞納発生後速やかに借受人に対して督促通知を行い、継続して電話や訪問等による償還督促を行っている。また、連帯保証人への連絡や償還請求も行ってきている。</p> <p>借受人は定職に就かず、連帯保証人も体調が悪く就労が厳しい状態にある。今後とも一部納付の活用などの説明や生活基盤の確立を指導しながら収納促進を図って行く。</p> <p>(00) 松島公園管理事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>公園地占利用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">5,258,176円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">5,258,176円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年度収入未済額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table>	現年度分	5,258,176円	過年度分	0円	合 計	5,258,176円	現年度分	0円	過年度分	0円	合 計	0円	<p>措置の内容</p> <p>本案件は、納入義務者の事業業績の悪化と東日本大震災での被災により、平成22年度公園地占用使用料の納入が遅滞し、収入未済に至ったものである。</p> <p>収納促進に当たっては、督促状の送付だけでなく、納入義務者と定期的に打ち合わせを実施。納入見通しの把握に努めるとともに、督促も行った結果、平成23年8月25日に公園地占用使用料が納入された。</p> <p>今後は、債権管理を十分に行うことにより、納入遅滞の防止に努めるとともに、納入遅滞があった場合は、督促の徹底により早期納入を図るものである。</p> <p>(11) 水産技術総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>事務事業の執行において、財務規則等に準拠していない不適切な取扱いが認められたので、速やかに措置するとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>生産物売払いにおいて、アワビ稚貝65,500個を買受業者に引き渡したが、財務規則に規定する売買契約書を作成しておらず、調定が遅延し、収入未済が生じたもの。</p> <p>○売買契約書未作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務規則の規定による契約書を作成していなかったもの。 ・ 売払金額 4,280,000円 <p>○調定遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物引渡日 平成22年4月6日 ・ 調定日 平成23年3月11日 <p>○収入未済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物種苗売払収入 ・ H22年度収入未済額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">4,280,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">4,280,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年度収入未済額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table>	現年度分	4,280,000円	過年度分	0円	合 計	4,280,000円	現年度分	0円	過年度分	0円	合 計	0円
現年度分	5,258,176円																								
過年度分	0円																								
合 計	5,258,176円																								
現年度分	0円																								
過年度分	0円																								
合 計	0円																								
現年度分	4,280,000円																								
過年度分	0円																								
合 計	4,280,000円																								
現年度分	0円																								
過年度分	0円																								
合 計	0円																								

<p>□ 措置の内容</p> <p>これまで買受業者に対し、再三契約書の締結及び支払いを要請したが、買受業者は津波で大損害（アロビ稚貝も流出）を受け、国の平成23年度3次補正予算の補助金を活用した会社の再建に動き出したところであり、代金の減免を要望された。また、期日までの代金支払及び違約金条項の入った契約書の取り交しは拒絶された。</p> <p>そこで県顧問弁護士に相談し、時効成立（平成24年4月6日）を考慮して、契約行為を棚上げし、時効中断効果のある「債務確認書」の提出を買受業者に依頼した。</p> <p>その交渉では、買受業者に減免・減額等はやむを得ないと説明した。その上で、厳しい経営状況は十分理解しているのに業況が回復した後、支払いをお願いする旨を伝え、平成24年3月20日付けで「債務確認書」の提出を受けた。</p> <p>今後は、定期的（最低3か月に1度）に買受業者を訪問し経営状況等の確認を行い、契約締結及び支払を促すこととする。</p> <p>再発防止策として、財務規則に基づく事務手続の徹底のため、全員を対象とした会計指導検査室の出勤研修を実施し、職員の資質向上及び管理職員の管理能力を高めることとする。</p> <p>(2) 仙台塩釜港湾事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>事務事業の執行において、関係法令等に準拠していない不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>港湾区域内水域占用許可に係る事務処理が遅延したため、許可手続を遡及処理し、収入未済が生じたもの。</p> <p>○許可手続の遡及処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可期間 ①平成22年4月1日～平成23年3月31日 ②平成22年4月1日～平成23年3月31日 ・ 申請書受理日 ①平成23年3月10日 ②平成23年3月4日 <p>○測定遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定日 ①平成23年3月31日 ②平成23年3月31日 <p>○収入未済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 	<p>現年度分 1,370,310円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 1,370,310円</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 0円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>港湾区域内水域占用許可に係る台帳により、複数の職員が許可状況を把握するとともに、特に許可更新時には申請漏れがないよう重点的にチェックを行い、適切な占用許可及び収納事務を実施していく。</p> <p>(3) 仙台二華中学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>物品調達事務において、品目、規格、納期等がほぼ同じにもかかわらず、分割発注していたもの。</p> <p>○カーテン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注回数 5回 ・ 契約月日 平成22年4月20日～4月21日 ・ 契約金額 277,998円 <p>○暗幕レール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注回数 4回 ・ 契約月日 平成22年4月22日～4月28日 ・ 契約金額 366,555円 <p>○ターボリフシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注回数 6回 ・ 契約月日 平成22年4月22日～5月12日 ・ 契約金額 411,600円 <p>○生徒用椅子</p>
---	---

- ・発注回数 10回
- ・契約月日 平成22年4月19日～5月12日
- ・契約金額 882,000円

□ 措置の内容
 今後、不適切な執行が生じることがないように会計処理の相互チェックを十分に行うこととした。

また、毎日の職員打合せで業務の進捗状況を確認し合い、課題については担当者任せにせず、共通理解のもとに関係職員全体で処理を検討することとした。

(4) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る使用料において、算定誤りに伴う還付手続が遅延したため、還付加算金が生じたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・還付額 169,340円(27件)
- ・還付加算金 2,200円(2件)

ロ 措置の内容

施設使用料算定において、50%減免とすべきところ、減免なしとして算定し徴収したものであり、平成22年度分について平成24年2月1日に支払処理を行った。

会計処理においては、関係規則に則り手続を行い、複数の目で確認することを徹底し再発を防止していく。